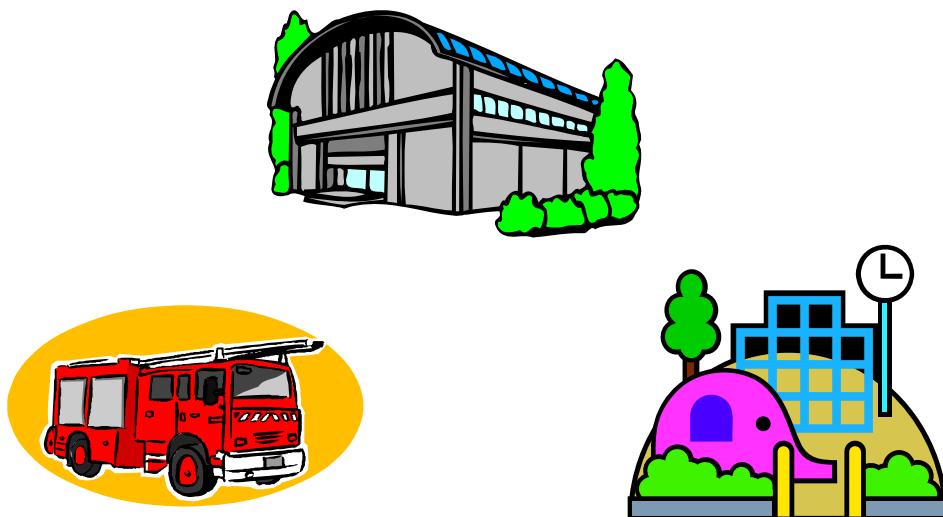


住みよいまちづくりをめざして

—市町村合併の効果と課題—



平成22年2月
宮崎県

住みよいまちづくりをめざして 目次
—市町村合併の効果と課題—

1 趣旨等	1
2 県内の市町村合併の状況（予定含む）	3
3 行財政状況の変化等について	5
(1) 人員、組織体制	
(2) 財政状況	
4 合併後のまちづくりの取組	11
(1) 一体性の確保や均衡ある発展のための取組事例	
(2) 課題解決のための取組事例	
(3) 住民の利便性向上のための取組事例	
5 合併による懸念事項への対応	14
(1) 合併団体に寄せられている声	
(2) 役場が遠くなる、周辺部が寂れるのではないかという懸念に対して	
(3) 住民の声が届きにくくなるのではないかという懸念に対して	
(4) 地域の伝統、文化等が失われるのではないかという懸念に対して	
6 合併の効果と課題の総括	17
(1) 効果	
(2) 課題	
7 まとめ	19

1 趣旨等

地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することを目的に、平成11年に「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）が強化され、以来自主的な市町村合併が全国的に推進されてきたところである。

このいわゆる平成の大合併は、平成17年の「市町村の合併の特例等に関する法律」（現行合併特例法）の施行により、継続して進められ、平成11年3月末全国で3,232あった市町村が、平成22年3月末には1,730となる見込である。本県においても、合併に向け様々な取組がなされた結果、44あった市町村数が平成22年3月末には26に再編される予定である。（市町村数は、平成22年1月末現在の告示済みの数値）

一方、国においては、平成21年6月に第29次地方制度調査会の答申がなされ、平成11年以来の合併推進運動は、現行特例法の期限である平成22年3月末までで一区切りとすることが適当であるとされたところである。

しかしながら、上記答申において、平成22年4月以降も自主的合併を選択する市町村を支援することが適当であり、合併の障害除去を中心とした特例法の制定が必要とされているように、市町村合併は、行財政基盤を強化する手法の一つとして今後もなお有効であることに変わりはなく、引き続き地域における自主的・主体的な議論が求められるところである。

なお、合併特例法については、改正法案が本年の通常国会に提出され、答申に沿った形で、国、都道府県による積極的な関与や推進措置を廃止するとともに、合併の障害除去を中心とした内容に改正の上、10年間延長される見込である。

市町村合併は、自分たちの地域の将来像を描きながら行われるものであり、合併の本来の効果が現れるためには、一定の期間を要し、その効果の検証には中・長期的な視点が必要である。しかしながら、国において今回の合併推進運動が一区切りとされたこともあり、現時点で分析可能なものを中心に、県内の合併団体における合併後の現状等について県としても整理する必要があると考える。

また、上記答申にもあるように、今後は市町村合併のほかにも、事務委託や機関の共同設置など周辺市町村との広域連携や都道府県の補完等多様な選択肢から市町村自らが最適な仕組みを選択できるよう検討がなされるべきである。

本報告は、これらの点を踏まえた上で、県として今後の合併団体への支援に生かしていくとともに、合併団体のこれからの中づくりや課題への対応、また、未合併団体における今後の行財政運営や合併への取組の参考としていただきたいとの願いを込め、現時点における市町村合併の効果と課題について取りまとめたものである。

(1) 内容

合併団体の行財政状況がどのように変化したのか未合併団体の状況も踏まえた上で分析するとともに、合併団体における合併後のまちづくりの現状や取組等について調査した。その上で、現時点でき把握できる合併の効果と課題について整理を行った。

(2) 取りまとめの手法

行財政状況の変化については、客観的なデータに基づき、県で分析を行った。

合併後のまちづくりについては、合併団体に対し、取組状況や現状分析、課題等について文書による照会を行った。それらを整理し、その結果を踏まえた上で、県として全体の効果や課題の抽出を行った。

なお、個々の市町村名については、文書照会の段階で合併団体に率直な回答を依頼したことから、あえて表示しないこととしている。

2 県内の市町村合併の状況（予定含む）

合併年月日	新市町名	合併関係市町村名（市町村数）	合併形態	区分
平成18年1月 1日	宮崎市	宮崎市・田野町・佐土原町 高岡町 (4)	編入	旧法
平成18年1月 1日	都城市	都城市・山之口町・ 高城町・山田町・高崎町 (5)	新設	
平成18年1月 1日	美郷町	南郷村・西郷村・北郷村 (3)	新設	
平成18年2月 20日	延岡市	延岡市・北方町・北浦町 (3)	編入	
平成18年2月 25日	日向市	日向市・東郷町 (2)	編入	
平成18年3月 20日	小林市	小林市・須木村 (2)	新設	
平成19年3月 31日	延岡市	延岡市・北川町 (2)	編入	現行法
平成21年3月 30日	日南市	日南市・北郷町・南郷町 (3)	新設	
平成22年3月 23日	小林市	小林市・野尻町 (2)	編入	
平成22年3月 23日	宮崎市	宮崎市・清武町 (2)	編入	

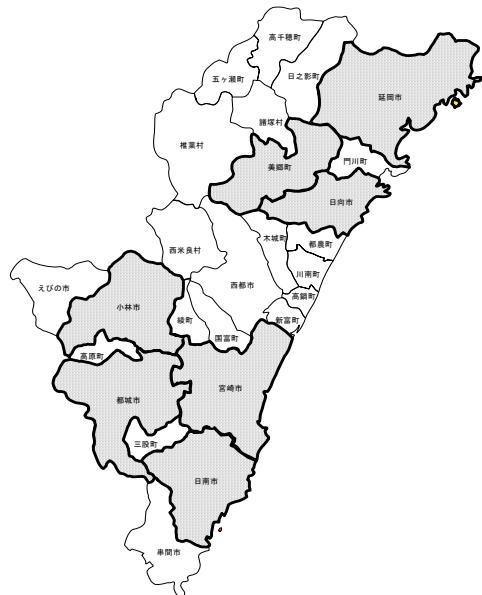
平成の大合併前、44（9市28町7村）であった県内の市町村数は、平成22年3月末には26（9市14町3村）となる予定である。約4割の減少であり、宮崎県においても市町村合併は相当程度進捗したものと考えられる。

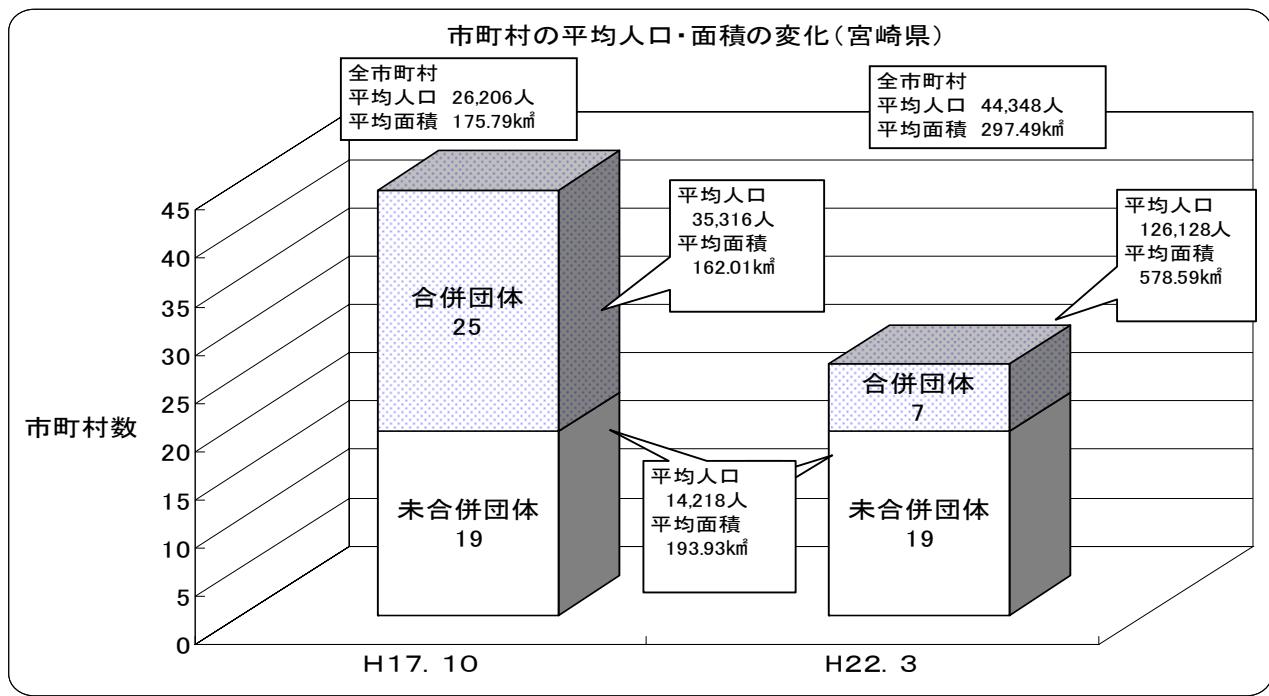
なお、清武町、野尻町については、既に告示がされていることから、本項においては合併団体として取り扱っている。

【合併前】 44市町村



【H22.3.23】 26市町村





県内の合併団体の平均人口及び面積は、それぞれ合併前の約3.5倍となっており、規模の拡大が進んだ。

また、県土面積の52.4%を占める合併団体に、県民の76.6%が居住している。

新市町名	人口(人)	面積(km²)	合併関係市町村	人口(人)	面積(km²)
宮 崎 市	395,593	644.61	宮崎市	310,123	287.08
			田野町	11,580	108.3
			佐土原町	32,981	56.84
			高岡町	12,213	144.58
			清武町	28,696	47.81
都 城 市	170,955	653.31	都城市	133,062	306.21
			山之口町	6,935	97.5
			高城町	11,944	94.21
			山田町	8,288	62.2
			高崎町	10,726	93.19
延 岡 市	135,182	867.99	延岡市	121,635	283.85
			北方町	4,680	200.7
			北浦町	4,389	103.53
			北川町	4,478	279.91
日 南 市	60,914	536.12	日南市	44,227	294.46
			北郷町	5,073	178.49
			南郷町	11,614	63.17
小 林 市	49,820	563.09	小林市	38,923	230.76
			須木村	2,227	243.47
			野尻町	8,670	88.86
日 向 市	63,555	336.29	日向市	58,666	117.56
			東郷町	4,889	218.73
美 郷 町	6,874	448.72	南郷村	2,342	190.23
			西郷村	2,574	138.32
			北郷村	1,958	120.17

(人口 : 平成17年国勢調査・面積 : 平成20年全国都道府県市区町村別面積調)

3 行財政状況の変化等について

市町村合併は、行財政基盤を強化するための有効な手法の一つとして推進されてきたことから、合併団体の行財政状況がどのように変化したのかを合併団体への調査や財政指標等を基に、未合併団体の状況も踏まえて分析を行った。

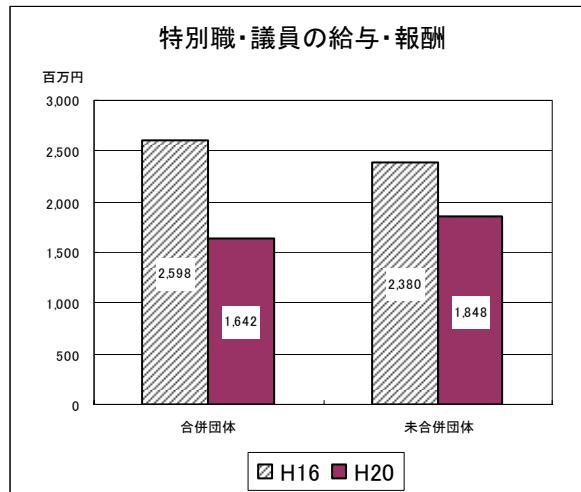
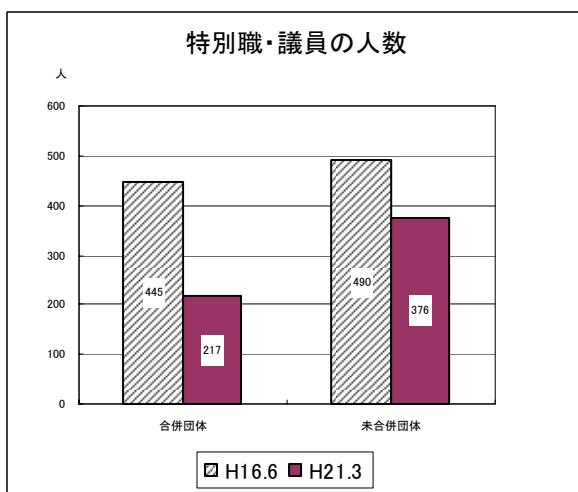
なお、統計データは、集中改革プラン実施状況調査、決算統計から引用しているが、決算統計数値の関係上、合併団体は平成19年度までに合併した6市町とし、平成21年3月合併の日南市（旧日南市、旧北郷町、旧南郷町）、平成22年3月合併予定の清武町及び野尻町は未合併団体として整理している。

（1）人員、組織体制

①特別職、議員の状況

ア 人数			
	H16.6	H21.3	増減率(%)
合併団体	445	217	▲ 51.2
未合併団体	490	376	▲ 23.3

イ 給与・報酬			
	H16	H20	増減率(%)
合併団体	2,598	1,642	▲ 36.8
未合併団体	2,380	1,848	▲ 22.4



- 合併の有無にかかわらず、収入役制度の廃止や議員定数削減の取組が進んだことから、人数、給与・報酬ともに削減されている。
- 特に、合併団体においては、人数が半減し、給与・報酬も4割弱節減されており、大きな効果が出ている。

②職員の状況

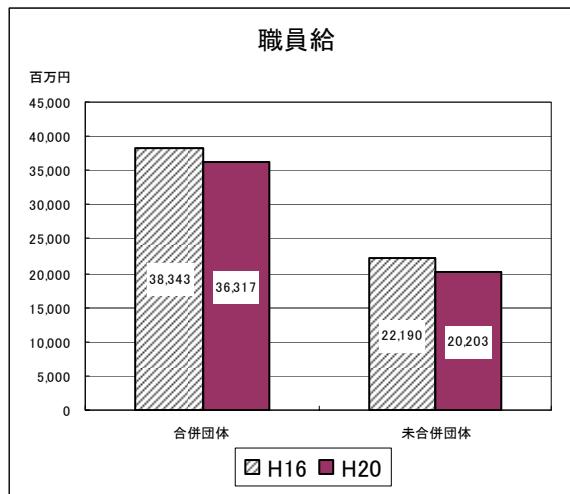
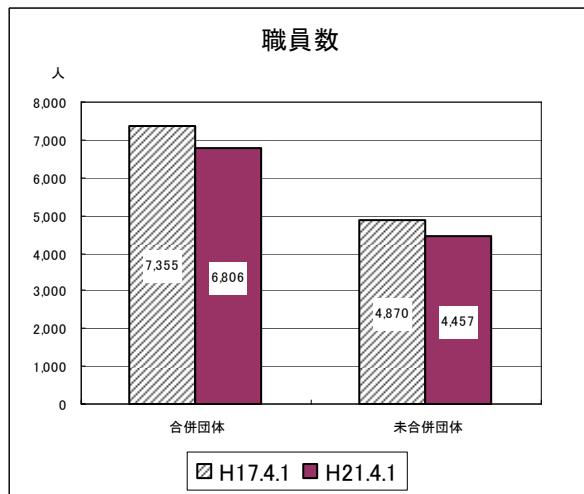
ア 職員数 (単位:人)

	H17.4.1	H21.4.1	増減率(%)
合併団体 (人口千人当たり)	7,355 (9.3)	6,806 (8.7)	▲ 7.5 (▲ 7.0)
未合併団体 (人口千人当たり)	4,870 (12.8)	4,457 (12.1)	▲ 8.5 (▲ 5.4)

イ 職員給 (単位:百万円、円)

	H16	H20	増減率(%)
合併団体 (人口千人当たり)	38,343 (48,604)	36,317 (46,286)	▲ 5.3 (▲ 4.8)
未合併団体 (人口千人当たり)	22,190 (58,223)	20,203 (54,808)	▲ 9.0 (▲ 5.9)

※ア、イともに解散した一部事務組合の職員分を反映



○合併の有無にかかわらず、集中改革プランに基づく定員管理の実施により、職員数の削減が順調に進み、併せて職員給も圧縮されている。

③組織体制強化のための具体的な取組事例

- ・産業構造の変化や多様化に伴い、企業誘致の推進や農林水産業の振興のための担当組織を新設
- ・児童福祉・子育て支援等を行う専門組織の新設
- ・防災体制の強化のため、危機管理担当課を新設
- ・税の収納率向上を図るため、滞納整理担当課の新設や職員研修体制を充実
- ・専門職員の増員による小中学校への学習指導体制の強化や監査機能の充実
- ・行政改革を推進するための専門組織の設置
- ・上水道と簡易水道を統合し、管理運営体制を強化

合併により組織体制が拡大したことから、多くの団体において、専門組織の設置や専門職員の増員、研修体制の充実等により、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応するための取組が進められている。

また一方で、管理部門の集約化等を行うとともに、行政改革推進のための組織を設置するなど、効率化に向けた取組も行われている。

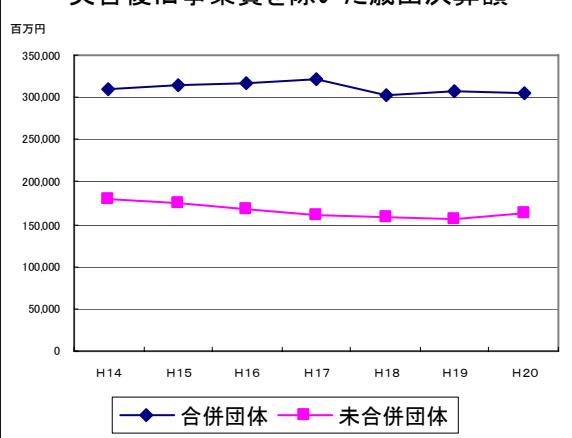
(2) 財政状況

①予算規模（災害復旧事業費を除いた歳出決算額）

(単位:百万円)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
合併団体	310,807	315,177	317,364	321,054	303,158	307,195	305,428
未合併団体	179,208	174,217	168,329	161,774	158,217	157,171	162,737

災害復旧事業費を除いた歳出決算額



(単位:百万円)

	H14～16平均	H18～20平均	増減率(%)
合併団体	314,449	304,260	▲ 3.2
未合併団体	173,918	159,375	▲ 8.4

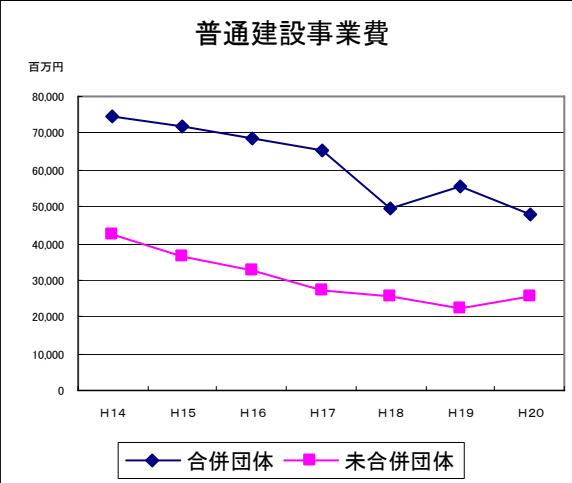
○歳出額は、合併団体、未合併団体ともに減少傾向にあるが、合併前後を比較すると、合併団体の方が減少率が低くなっている。これは、扶助費等の増加や投資的経費がある程度確保されたことが要因と考えられる。

②普通建設事業費

(単位:百万円)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
合併団体	74,502	71,696	68,739	65,223	49,380	55,459	47,928
未合併団体	42,416	36,594	32,611	27,220	25,538	22,127	25,317

普通建設事業費



(単位:百万円)

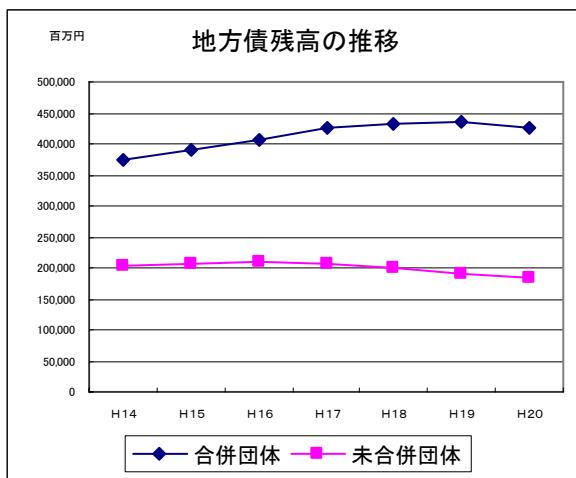
	H14～16平均	H18～20平均	増減率(%)
合併団体	71,646	50,922	▲ 28.9
未合併団体	37,207	24,327	▲ 34.6

- 普通建設事業費は、厳しい財政状況から近年減少傾向にあるが、合併団体の方が減少率は低くなっている。
- 合併団体によっては、財政優遇措置等を活用して、合併前よりも事業量を確保しているところや、周辺地域への重点投資を行っているところもある。

③地方債残高

(単位:百万円)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
合併団体	372,582	390,780	407,812	424,797	431,574	433,962	426,742
未合併団体	203,290	207,881	208,455	205,427	199,969	191,379	184,462



	H16	H20	増減率(%)
合併団体	407,812	426,742	4.6
未合併団体	208,455	184,462	▲ 11.5

※ 地方債：自治体の借金に当たるもので、建設事業を実施するに当たって発行する地方債と、その他法律で認められた目的のために発行する地方債（臨時財政対策債など）があります。

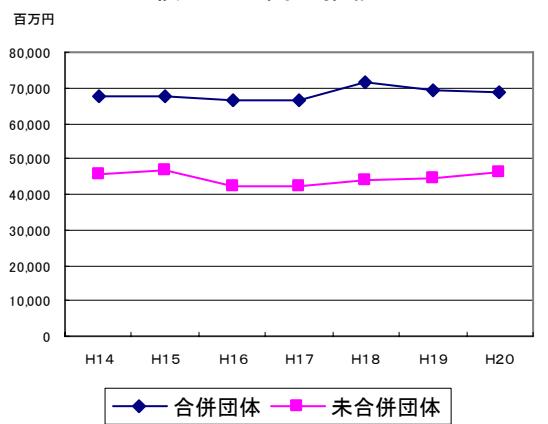
- 合併団体では、合併に伴う各種事業に合併特例債を活用していることもあり、増加傾向が続いてきたが、H20は減少している。合併後、積極的に地方債残高の圧縮に努めている団体もある。
- 未合併団体では、公共事業の縮小などにより、H17から減少傾向にある。

④積立金残高

(単位:百万円)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
合併団体	67,334	67,606	66,717	66,360	71,774	69,181	68,462
未合併団体	45,714	46,641	42,396	42,508	43,849	44,605	45,970

積立金残高の推移



(単位:百万円)

	H16	H20	増減率(%)
合併団体	66,717	68,462	2.6
未合併団体	42,396	45,970	8.4

※ 積立金：自治体の貯金に当たるもので、年度間の財政調整のための財政調整基金、地方債の償還を計画的に行うための減債基金及び学校の建設等特定の支出に備えるためのその他特定目的基金があります。

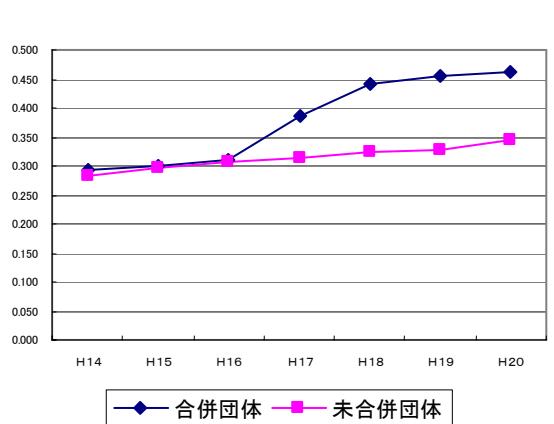
- 合併団体においては、合併特例債による地域振興基金の積立てにより、合併前より若干増加している。
- 未合併団体においては、H16 に一時的に減少したが、その後徐々に増加している。

⑤財政力指数

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
合併団体	0.293 (0.485)	0.301 (0.491)	0.309 (0.501)	0.387 (0.510)	0.440 (0.533)	0.454 (0.550)	0.462 (0.561)
未合併団体	0.283 (0.306)	0.295 (0.319)	0.306 (0.330)	0.314 (0.338)	0.323 (0.348)	0.328 (0.355)	0.344 (0.363)

() 書は加重平均値

財政力指数の推移



	H16	H20	増減
合併団体	0.309	0.462	0.153
未合併団体	0.306	0.344	0.038

※財政力指数：自治体の財政力の強弱を示す指標で、基準財政収入額の基準財政需要額に占める割合の過去3ヶ年の平均値。この指標が「1」に近いあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があることを意味します。

- 都市部と合併した団体の指標が上昇したことから、合併団体の指標(単純平均)も大きく上昇している。
- 合併の有無にかかわらず、年々指標が上昇しているのは、税源移譲に伴う基準財政収入額の増加や基準財政需要額が遞減傾向にあるためと考えられる。

合併団体の行財政状況の変化や効果について整理すると、次のようなことが挙げられる。

- ・ 特別職や議員については、人数、給与等が大幅に削減されている。職員については、まだ十分な削減効果が出ていないところもあるが、今後も職員数の削減が見込まれており、さらに行財政の効率化が進むものと考えられる。
- ・ 行政運営については、管理部門などの組織をスリム化する一方で、組織の専門性の向上や職員研修体制の充実等により、組織の効率化及び強化が図られるなど、一定の効果は出ているものと考えられる。
今後、更なる職員資質の向上が図られることにより、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応できる体制が将来にわたって整っていくものと期待される。
- ・ 財政状況については、現時点ではまだ合併前後において大きな変化は見受けられないものの、財政力の弱かった団体が都市部との合併に伴い財政力が向上したことにより、これまで取り組めなかった社会資本の整備に着手することが可能となるなど財政基盤の強化が図られたのではないかと考える。

4 合併後のまちづくりの取組

合併団体においては、市町村建設計画、合併市町村基本計画に基づき、合併後の新しいまちづくりに向け、一体性確保のための基盤整備や合併を契機とした住民サービスの充実等様々な取組を行っている。

(1) 一体性の確保や均衡ある発展のための取組事例

- ・小中学校施設の耐震診断や耐震工事を計画的に実施している。
- ・小中学校の施設や備品を整備した。
例：運動場、体育館、プール、教育用コンピュータ、楽器
- ・老朽化した上水道、簡易水道施設の整備等により、不安定水源対策や水質管理の向上が図られた。
- ・新市全体として効率的、安定的な水の運用を図るための水道連絡管を布設した。
- ・消防団を統一し、装備品を充実させた。
- ・旧市町間で散在していた歴史資源や文化財を一体的に整備し、PRしている。
- ・女性加工グループが合併を契機に連携し、商品拡充や顧客管理を統合したことにより新たな販売戦略を展開している。
- ・旧町の既存スポーツ施設を整備し、旧市の宿泊施設とリンクさせることによりプロスポーツキャンプの誘致に成功した。

合併後的一体的なまちづくりの視点から、学校の耐震化や水道施設の整備など市町村間で格差が生じていたもの、旧町村域で特に整備が遅れていたものについて、統一や均一化に向けた取組が進んでいる。

また、合併に伴い地域資源が多様化し、特色ある地域づくりや一体的なPRが可能となつた例もある。

(2) 課題解決のための取組事例

- ・市立病院の改築
- ・下水道整備の期間短縮
- ・消防庁舎建設、消防施設の改修、防災無線の整備
- ・清掃工場、最終処分場の建設
- ・幹線道路、生活道路の整備
- ・小中一貫校の整備（校舎の大規模改修や屋内運動場の整備）
- ・ケーブルテレビのエリア拡大、地デジ対策など情報通信基盤整備

合併特例債、国の合併補助金、県の合併支援交付金等の活用により、住民生活に必要であるものの、財政事情等により取り組めなかつた施設の整備が進んだ例や、完成まで長期間が予定されていた事業の期間短縮が図られた例が見られる。

また、合併により財政基盤が強化されたことに伴い、これまでできなかつた大型事業に取り組めるようになった例や、単独事業の充実が図られた例もある。

(3) 住民の利便性向上のための取組事例

① 公共施設の利用や窓口サービスなどにおいて、利便性が向上している事例

- ・住民票や印鑑証明の取得、期日前投票を行う際、本庁、総合支所、市民センターなど都合のよいところを利用できるようになった。
- ・保育所の選択の幅が広がった。
- ・公共施設や公民館講座等が相互に利用できるようになった。
- ・図書館の蔵書情報の共有により市内どこでも貸出し、返却が可能となった。
- ・温泉施設利用券の対象となる施設が全市に広がった。
- ・戸籍の電算化により、事務処理時間が短縮された。
- ・コミュニティバスの導入や運行形態見直し等により、住民の移動手段の確保と交流が図られるようになった。

全ての合併団体で総合支所を設置しており、通常の窓口サービスに係る業務については、本庁と総合支所がネットワーク化されたことにより、双方で同一のサービスが受けられるようになっている。都合のよい窓口を利用することができますから、旧市域の住民が本庁ではなく比較的すいている総合支所を利用する例も見られる。

また、保育所や図書館などの公共施設も日常生活圏に合わせた利用が可能となっている。

② 使用料を低い料金に統一したり、サービスを高い水準に統一した事例

- ・がん検診の個別検診が可能となり、受診機会の選択肢が増えた。
- ・妊婦、乳幼児を対象とした各種検診等の回数が増加し、受診機会が増えた。
- ・福祉タクシー助成や重度障がい者（児）の医療費助成を拡充した。
- ・土地改良事業における受益者負担金を軽減した。
- ・防犯灯設置補助制度を旧町域にも拡大した。
- ・高齢者のバス料金の補助制度を新市全域に拡大した。
- ・水道関係の夜間休日窓口サービスを新市全域に適用した。
- ・合併により母子保健事業スタッフの相互応援が可能になり、保健指導体制が充実した。

一部の旧市町村域で行われていたサービスの全域への拡大などにより、各種健康診断や福祉関係の住民サービスが拡充されている傾向にある。これ以外にも、各種施設の使用料や小中学校関係の予算の確保など、合併により住民サービス水準が維持されている例が多数ある。

また、新たな組織を設置したり、専門職員の配置によるサービス向上を図っている例もある。

③住民サービスが低下したり、負担増となった例

・国の機関との調整が必要なもの、対象者が限定されるものなど一部の事務において、手続が本庁に集約しているものがある。

例：死亡診断書の写しの交付、外国人登録関係、建築確認申請

・敬老祝い金や就学祝い金など対象者が少数なため、旧町村域においては可能であった個人給付が見直しや廃止となっている。

・人事異動に伴い、地理や過去の経緯に対する知識や理解が十分でない職員が配置されたことにより、事務処理に時間を要するケースがある。

・本庁決裁が必要な事務処理については、従前より時間を要するケースがある。

・ごみ袋の統一と粗大ごみの有料化により負担増となったケースがある。

公共施設の利用料や下水道事業負担金等、受益者負担の原則を徹底した結果、負担増となったものや、敬老祝い金などの個人給付が見直しとなったものがあり、合併による影響と受け止められる傾向がある。

これらについては、合併の有無にかかわらず厳しい財政状況を踏まえ、全般的に見直しが行われている状況にあり、全てが合併に伴うサービス低下とは言えないと考えられるが、住民に対して十分な説明をし、理解を得ることが重要である。

なお、固定資産税、保育料、水道料などの住民負担（使用料・手数料）については、合併協議会での調整方針に基づきその取扱いが決まっている。結果として、それぞれの合併団体によって、また、各個人によっても負担の増減に差異が生じているというのが実態と考える。

5 合併による懸念事項への対応

合併団体においては、住民サービスの維持・充実や旧市町村間の格差是正など新しいまちづくりに取り組んでいるところであるが、一方で厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革にも努めているところである。

そのような合併団体のまちづくりの取組に対し、地域住民から以下のような声が寄せられている。

(1) 合併団体に寄せられている声

- ・各種届出や証明書取得などで、利便性が高まった。
- ・近隣地域との交流の機会が増え、交友関係が広がり、新たな楽しみとなった。
- ・合併して市になったことで、より広域の情報がわかるようになった。
- ・台風災害で断水した時に給水車がすぐ来てくれた。
- ・障がい児に対する支援制度が良くなかった。
- ・合併前後で特に何も変わらない。
- ・合併効果が出るのはまだ先である。
- ・役場から総合支所になり職員数が減り寂しくなった。
- ・職員の人事交流で総合支所に顔を知らない職員が増え、相談しにくくなった。
- ・地域活動に対し、以前のように行政の全面的な支援が受けられなくなった。
- ・広報誌が統一され、地域の情報が少なくなった。
- ・総合支所の職員減により影響が出ている飲食店もある。
- ・住民税が上がった。

合併団体には、「合併して便利になった」「合併しても変わらない」「効果が出るのはまだ先」「合併して寂しくなった」など多様な意見が寄せられている。

また、合併とは関係のない制度改革や合併前から縮小・廃止が検討されていたサービスなども合併が原因と誤解されることがある一方で、合併を機にサービスを充実したものについては、「良くなった」と評価されていない場合が多い。

合併したことで、「役場が遠くなり、周辺部が寂れるのではないか」「住民の声が届きにくくなるのではないか」ということは、全国的に言われている懸念事項でもあり、各合併団体では、住民の不安を解消するために、次のような様々な取組を行っている。

(2) 役場が遠くなる、周辺部が寂れるのではないかという懸念に対して

- ・全ての合併団体において旧町村役場を「総合支所」とし、窓口サービスの低下を招かないようにしている。
- ・電算システムの統合、戸籍の電算化により、本庁・総合支所を問わず同一のサービスが受けられるようにした。
- ・税や手数料の納入については、従来の窓口利用に加え、郵便局やコンビニエンスストアでも納入できるようにした。
- ・施設の修繕や事務用品の購入は、可能な範囲で地元業者に優先的に発注している。
- ・総合支所にバスを配置し、本庁での会議や行事に出席する際の住民の利便性を図っている。
- ・総合支所の職員減少に伴う旧町村域の消防力低下に対応するため、消防分遣所を新たに設置することとしている。
- ・総合支所の職員減少による住民の不安解消のため、本庁所属の組織（課）を総合支所に設置した。
- ・新市建設計画に基づき、格差是正のための基盤整備に取り組んだ。
- ・台風災害時の避難所への人員配置を充実させた。

全ての合併団体において旧町村域に総合支所を設置し、住民サービスの維持・向上に努めているところであるが、上記のような対応策と合わせて、窓口応対のスキルアップや職員の意識改革を図るとともに、住民の地域活動を促す仕組みづくりが必要である。

一方では、合併を契機に、地域づくり団体ができるなど、住民の地域づくりへの参加意識が向上した例もある。

(3) 住民の声が届きにくくなるのではないかという懸念に対して

- ・全ての合併団体において旧町村域に「合併特例区協議会」又は「地域協議会」を設置し、地域住民の声やニーズを反映させる体制をとっている。
- ・地域協議会に市(町)長、担当課長が出席し、意見交換を行っている。
- ・市(町)長と地域住民の直接対話の場を設けている。
- ・「地域協議会だより」を発行し、審議事項などを広報している。
- ・旧町の広報誌について、合併協議の際廃止することとされていたものを、住民の要望により「総合支所だより」として復活させた。
- ・旧町域で教育委員会の定例会を開催し、地元の教育関係者との意見交換を実施している。

全ての合併団体に設置されている合併特例区協議会、地域協議会は住民の声を反映させる仕組みとして有効であり、その機能が十分發揮される必要があるが、今後のあり方については、協議会の意見に十分配慮しながら検討する必要がある。

(4) 地域の伝統、文化等が失われるのでないかという懸念に対して

上記以外に、一般的に地域の伝統、文化等が失われるのでないかという懸念があるが、それに対して合併団体では以下のような取組が見られる。

- ・各地の民俗芸能の把握・整理に努め、継承している個人や団体の育成事業に取り組んでいる。
- ・地域の伝統文化保存活動に地域振興基金等を活用した支援を行っている。
- ・民俗芸能の発表機会の充実など、伝統文化を活用した事業に取り組んでいる。
- ・旧町で行っていた地域イベントについて、合併特例区や地域自治区が引き継いで実施している。
- ・地域イベント等はこれまでどおり行われており、PRや地場産品の販売など新市町のイベントとして一体感の醸成に寄与している。
- ・友好姉妹都市との交流について、合併後の新市町に引き継いでいる。
- ・県内全ての合併団体が旧町村名を住居表示に残している。

地域の伝統文化については、地域振興基金等の活用などにより、いずれの合併団体においても引き継ぎ支援を行っている。また、旧市で実施していた文化庁の補助事業などに取り組めるようになったという例もある。

また、全国的には、旧市町村名がなくなっている例もある中、全ての合併団体において合併特例区、地域自治区の名称に旧町村名を採用し、住居表示に残しているのは本県の大きな特徴である。

6 合併の効果と課題の総括

県内合併団体においては、新しいまちづくりに向けて様々な取組が始まったばかりであり、合併の効果や課題については今後一定の期間を経た後、より具体的に現れてくるものと思われる。現時点において把握されるものとして改めて整理すると以下のとおりである。

(1) 効 果

① 住民の利便性の向上

合併による規模の拡大に伴い、住民生活や福祉、教育など様々な分野において、住民の利便性が向上した。

(例)

- ・住民票等各種証明書の取得がしやすくなった。
- ・市営住宅や保育所などについて選択の幅が拡大した。
- ・図書館やスポーツ施設などの公共施設の利用が便利になった。
- ・コミュニティバスの導入・運営見直し等により移動手段が充実した。
- ・ケーブルテレビのエリアが拡大した。

また、各種行事やイベントの広域化に伴い、近隣地域との交流機会が増え、地域間交流が拡大した。

② 住民自治のための体制整備

県内全ての合併団体に合併特例区又は地域自治区が設置され、あわせて合併特例区協議会・地域協議会が設けられた。これらの有効活用により、地域住民自らが積極的に地域の課題に取り組むなど今後の地域における住民活動の活性化が期待される。

③ 社会生活基盤の整備

合併のスケールメリットを生かした事業の実施により、合併後的一体感醸成のための各種社会生活基盤の整備が進んだ。

(例)

- ・道路や上下水道の整備
- ・学校や学校設備の充実、学校の耐震診断・耐震化、小中一貫校の整備
- ・防災行政無線、消防施設・消防車両の充実
- ・情報通信基盤施設の整備

④ 組織の充実強化、職員の意識改革

業務拡大に伴う専門の組織や職員の配置等により、行政機能の強化・住民サービスの向上が図られた。また、職員間の交流増大によるモチベーションの向上や、事務の見直しなどを通じて行財政改革に対する職員の意識改革が図られた。

⑤ 行財政の効率化

財政支出の短期的な削減効果として、首長等の特別職や議員の数が減少することによる人件費の削減など一定の成果が現れている。将来的には、一般職員の減による人件費圧縮や事務の効率化などによる行財政運営の改善が期待される。

(2) 課題

① 住民の不安や懸念の解消

周辺部が衰退するのではないかとの懸念や面積が広大になり災害時等の対応が不安、また、広報誌統合等による情報取得・伝達機会の減少への不満など、住民からの声があるのは事実であり、今後ともきめ細かな住民サービスの提供などにより住民の不安や懸念等の解消に努めていく必要がある。

② 住民と行政の連携強化

組織の効率化や支所の職員数削減等により地域における行政の存在感が希薄になっている、また、支所の人事異動等により職員との距離感（相談しづらい、行きにくい）が生じているなどの印象が住民にあることは否定できず、これまで以上に住民と行政相互の連携を図り、住民による地域づくりに支障が生じないような施策をより一層展開していく必要がある。また、一方で、住民自治の観点から、協働・参画を基本とした住民主体で進める地域づくりも求められる。

③ 総合支所のあり方の検討

役場が遠くなつて不便になるのではないかという懸念を払拭するため、県内全ての合併団体において、合併前の旧町村を単位とした総合支所が設置された経緯がある。

総合支所が担っている役割は重要であり、今後のあり方については各団体で検討されるものと考えるが、特に総合支所内で処理が完結しない専門性の高い事務等については、住民の不満を解消し、理解を得られるよう配慮していくことが必要である。

④ 将来に向けた行財政運営の確立

普通交付税の合併算定替や合併特例債、補助金や交付金など合併団体に対する様々な優遇措置の有効活用により、事業の集中化や行政執行体制の効率化など行財政改革を進めることが重要である。ただし、これらの優遇措置には期限や枠があるため、活用後の行財政状況やまちづくりの推移を見据えながら、将来にわたって持続可能な行財政運営のあり方を検討していく必要がある。

※普通交付税の合併算定替：合併後一定期間（合併年度により差がある）は、合併前の市町村が存在するとみなして計算した普通交付税の額を保障し、その後5年間は激変緩和措置を講じる制度

7 まとめ

市町村合併は 20 年後、30 年後の地域の将来を見据えて行われるものであるが、平成の合併における合併団体の取組は緒についたばかりである。今後も合併団体と県が連携しながら、地域住民が「合併してよかったです」「自分のまちを誇りに思う」と感じられるよう、新しいまちづくりに協働して取り組んでいくことが重要であり、引き続き以下の取組が求められる。

(1) 今後の対応

合併団体においては、中長期的な視点に立ったまちづくりを今後も積極的に進めていくことが重要である。また、合併効果を十分発揮するためには、普通交付税の算定替が措置されている間に、合併による歳出削減効果を生かして財政状況の改善を図り、行財政基盤の強化を着実に実施していく必要がある。まさに、合併後 10 年前後の激変緩和の期間における対応が重要となってくる。

そのため、県としては、市町村合併支援交付金や国の支援策の効果的な活用促進などにより、引き続き合併団体を総合的に支援していくとともに、合併後のまちづくりに対する適切な助言に今後も努めていく。

(2) 合併の検証と課題への取組・助言

合併の効果や課題等については、合併団体自らが責任を持って整理の上、将来にわたって検証、かつ、課題解決に取り組んでいかなければならないと考えるが、県としても、今後も継続して全体状況の把握に努め、中長期的な視点に立った検証を実施し、必要な助言を行っていく必要がある。

最後に、繰り返しになるが、市町村合併は、行財政基盤を強化する手法の一つとして、今後もなお有効であり、地方分権改革の進展が期待される中、市町村にとってはこれからも検討されるべき課題であり、引き続き、地域における自主的・主体的な議論が必要であると考える。

また、今後の事務処理方策については、合併のほか、第 29 次地方制度調査会の答申で示された事務委託や機関の共同設置など周辺市町村との広域連携や都道府県の補完等も視野に入れながら、各市町村において地域の実情に応じた住民サービスが維持できるようそのあり方を検討した上で、基礎自治体としての役割を担っていくことが求められている。